

# 公益社団法人 自衛隊家族会

## 愛媛県自衛隊家族会会則

### 総 則

(名 称)

第1条 本会は、公益社団法人自衛隊家族会愛媛県自衛隊家族会（以下「県家族会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を愛媛県に置く。

(目 的)

第3条 本会は、公益社団法人自衛隊家族会（以下「自衛隊家族会」という。）定款第3条に基づき、県民の防衛意識の普及高揚に努めると共に、主として県内に所在する自衛隊に対する協力・支援等を通じ、我が国の安全保障・防衛基盤の確立に寄与することを目的とする。

(関係法令の遵守)

第4条 本会は、自衛隊家族会定款及びこれに基づく規則、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）」等関係法令の規定を遵守し、前条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自衛隊家族会主催防衛講演会の担当及び県、地区会主催の防衛講話等の実施
- (2) 主として県内に所在する自衛隊に関する広報及び募集、援護、隊員の家族支援等自衛隊の諸業務に対する協力
- (3) 主として県内に勤務する自衛隊員の慰問及び激励
- (4) 殉職隊員の慰霊及び遺族の援護
- (5) 地域の防衛等に関する県政等への陳情、請願及び署名活動を通じての国民・県民運動
- (6) 主として県内自衛隊施設等への訪問を通じた防衛に関する研修
- (7) 家族会員の拡大
- (8) 主として県内における防衛情報紙「おやばと」及び総合募集広報誌「ディフェンスワールド」の拡販
- (9) 会員の親睦及び相互扶助
- (10) その他、本会の目的を達成するために寄与する事業

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第2章 会 員

(種 別)

第7条 本会の会員は、次の3種とする。

(1)正会員

本会の目的に賛同して入会した自衛隊員の家族及びその他の個人

(2)賛助会員

本会の活動を支援するため入会した個人又は法人若しくは団体

(3)名誉会員

本会对して特に功労があった者又は学識経験者で、県理事会において推薦された者

(入会及び退会)

第8条 会員（賛助会員を除く。）になろうとする者は本会の入会及び退会に関する規則に従い、入会申込書を提出し、その承認を得なければならない。

(会 費)

第9条 会費は、各地区会長が当該地区内会員分をまとめて県事務局に毎年事業年度内に速やかに納めるものとする。

2 会費は、次に定めるところによる。

(1) 年会費

ア 正会員 別に定める規則による

イ 賛助会員 別に定める規則による

(2) 臨時会費 県会長は、特別な事業のために必要があるときは、県総会の決議を経て、臨時に会費の納入を求めることができる。

(3) 各市区町村地区会は、年度毎に自衛隊家族会会費納入規則第5条に定める分担金を毎年事業年度内に、速やかに県事務局（会計）に納入するものとする。

(懲 戒)

第10条 県会長は、会員に自衛隊家族会定款第12条第2項(2)（除名）に該当する行為があったときは、県総会（又は県理事会）の決議を経て、家族会長に対し除名の上申を行うものとする。

2 懲戒に関する細部は、自衛隊家族会定款第12条及び自衛隊家族会懲戒規則の定めるところによる。

(抛出金品等の不返還)

第11条 既納の会費その他の抛出金は、返還しない。

### 第3章 県役員

(種類及び定数)

第12条 本会に次の県役員をおく。

県理事 13名以内

県監事 3名

2 県理事のうち、一人を県会長に、若干名を県副会長とする。

(選 任)

第13条 県役員は、正会員の中から県総会において選出する。ただし、県理事と県監事を兼ねることはできない。

2 県会長は、県理事会又は県総会の決議により選任し、自衛隊家族会定款第42条第4項により自衛隊家族会本部における理事会の承認を経て、自衛隊家族会長の委嘱を受けるものとする。

3 県副会長は、県理事会又は県総会の決議若しくは県会長の指名により選任する。

(職 務)

- 第14条 県会長は、自衛隊家族会地方組織規則第5条に基づく職務を行う。
- 2 県副会長は、県会長を補佐し、県会長に事故があるときは、別に定める順序に従い、その職務を代理する。
  - 3 県理事は、県理事会を構成して県会務に参画するとともに、必要に応じて県会長の定めるところにより会務を分掌する。
  - 4 県監事は、本会の財産・会計及び業務の執行状況を監査する。

(任 期)

- 第15条 県役員の任期は、自衛隊家族会定款第18条の規定を準用するものとする。
- 2 補欠として選任された県役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
  - 3 県役員は、県役員の定数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された県役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

- 第16条 県役員は、いつでも県総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第17条 県役員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長等)

- 第18条 本会に県名誉会長、県顧問及び県相談役を置くことができる。
- 2 県名誉会長は、県総会の推薦により任期を定め、県会長が委嘱する。
  - 3 県顧問及び県相談役は、県理事会の推薦により任期を定め、県会長が委嘱する。
  - 4 県名誉会長、県顧問及び県相談役は、県会長が必要と認めた事項につき、諮問に応ずる。
  - 5 県名誉会長等の報酬等は、県役員に準ずる。

## 第4章 県総会

(種 類)

- 第19条 本会の総会は、県定期総会と県臨時総会の2種とする。

(構 成)

- 第20条 県総会は、正会員をもって構成する。
- 2 会議における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

- 第21条 県総会は、次の事項を決議する。
- (1) 県理事及び県監事の選任及び解任
  - (2) 県会則の制定及び改定
  - (3) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
  - (4) 県理事会の決議を得て県会長が付議した事項
  - (5) その他本会の運営に関する重要な事項

(開 催)

- 第22条 県定期総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 2 県臨時総会は、次のいずれかの場合に開催する。
- (1) 県理事会が開催することを決議したとき。
  - (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が県会長にあったとき。

(招 集)

- 第23条 県総会は県理事会の決議に基づき、県会長が招集する。
- 2 県会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 県総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

- 第24条 県総会の議長は県会長又は総会に出席した正会員の中から選任された者とする。

(定足数)

- 第25条 県総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(決 議)

- 第26条 県総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権の代理行使)

- 第27条 県総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について他の正会員を代理人として、表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

- 第28条 県総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 県総会の日時及び場所
  - (2) 正会員及び県理事の現在数
  - (3) 県総会に出席した正会員の数
  - (4) 決議事項
  - (5) 議事の経過の要領及びその結果並びに発言者の発言要旨
  - (6) 議長の氏名
  - (7) 県総会に出席した県理事及び県監事の氏名
  - (8) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
  - (9) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 県総会の議事録には、議長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人が署名しなければならない。

## 第5章 県理事会

(構 成)

- 第29条 県理事会は、県理事をもって構成する。

(権 限)

第30条 県理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 県総会の日時及び場所並びに目的である事項
- (2) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認
- (3) 県会長の選定及び解職の自衛隊家族会長への上申
- (4) 県副会長の選定及び解職
- (5) その他県会長から決議を求められた事項

(種類及び開催)

第31条 県理事会は、県定期理事会及び県臨時理事会の2種とする。

- 2 県定期理事会は、毎事業年度4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。
- 3 県臨時理事会の開催については、自衛隊家族会定款第34条3項の規定を準用する。

(招 集)

第32条 県理事会は、県会長が招集する。

- 2 前項のほか、県理事会の招集については、自衛隊家族会定款第35条2から4項の規定を準用する。

(議 長)

第33条 県理事会の議長は、県会長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 県理事会は、県理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(決 議)

第35条 県理事会の議事は、議決に加わることができる県理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項のほか、県理事会の決議については、自衛隊家族会定款第38条2～3項の規定を準用する。

(決議及び報告の省略)

第36条 決議及び報告の省略については、自衛隊家族会定款第39条及び第40条の規定を準用する。

(議事録)

第37条 県理事会の議事録については、県総会の議事録の規定を準用するものとする。

- 2 県理事会の議事録には、出席した県会長及び県監事が署名しなければならない。

## 第6章 地方組織

(地区会及び分会)

第38条 本会は、原則として県内の市区町村ごとに1個の地区会を置く。

- 2 地区会に地区会長及び所要の役員を置く。
- 3 地区会は、県家族会の方針に従って、地区の事業活動を推進するものとする。
- 4 地区会の名称は、原則として市区町村の名称を冠するが、適宜相応しい名称を冠することができる。

- 5 地区会は、地域の広狭、会員数の多少及び地理的条件などにより、複数個の分会を設置することができる。
- 6 分会の運営は、地区会に準ずる。

(地区協議会)

- 第39条 1個の市区町村が1個の地区会として活動することが困難な場合、又は複数の地区会が連携して活動することが有利な場合は、地区協議会を設置することができる。
- 2 地区協議会は、地区会相互の業務の連携及び調整を行うとともに、県会長が委託する会務を実施する。
  - 3 地区協議会に地区協議会長を置く。
  - 4 地区協議会長は、本条第2項の目的を達成するため、所要の統制を行うことができる。
  - 5 地区協議会の運営は、地区会に準ずる。

## 第7章 会 計

(会計管理)

- 第40条 会計管理は、県理事会の決議により別に定める規則に従い、県会長が行う。
- 2 会計業務のうち、日常取引に必要とする現金以外は、銀行その他確実な金融機関に預け入れる。

(会計の構成)

- 第41条 本会の会計は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 会費
  - (2) 寄附金
  - (3) 自衛官家族会本部からの助成金
  - (4) 資産から生ずる収入
  - (5) その他の収入

(事業計画及び収支予算)

- 第42条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに県会長が作成し、県理事会の決議を経て直近の県総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

- 第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後2ヶ月以内に県会長が事業報告書及び決算報告書並びにこれらの附属明細書を作成し、県監事の監査を受け、県理事会の承認を経たうえで、県定期総会において承認を得るものとする。

(剰余の処分)

- 第44条 決算において剰余が生じたときは、県理事会の決議により、翌年度に繰り越すものとする。

## 第8章 県事務局

(設 置)

- 第45条 本会の事務を処理するため、愛媛県に県事務局を置く。
- 2 県事務局には、県事務局長を置き、所要の県事務局員を置くことができる。
  - 3 県事務局長及び県事務局員の任免は、県会長が行う。

4 その他県事務局の運営に必要な事項は、県会長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第46条 県事務局には、次に掲げる簿冊を備え付けて置くものとする。

- (1) 自衛隊家族会定款
- (2) 県会則
- (3) 県役員名簿
- (4) 県会員名簿
- (5) 県総会議事録・県理事会議事録
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告書及び決算報告書
- (8) 監査報告書
- (9) その他関係法令で定める書類

## 第9章 県女性部

(設置及び事業)

第47条 本会会則第5条による他、県会長が委嘱する事業及び自主的事业を行って、女性の活躍する機会の拡大を図るため、本会に県女性部を置く。

- 2 県女性部の事業を統括するため、県女性部長1名、県女性部副部長若干名を置く

(構成)

第49条 県女性部は、本会の正会員及び賛助会員である女性を以て構成する。

## 第10章 雑 則

(規則の変更)

第50条 この規則は、県総会において、その出席者の過半数の承認を得なければ変更することができない。

(委任)

第51条 この規則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、県理事会の決議により別に定める。

- 2 前項で決議した事項は、自衛隊家族会本部に報告するものとする。

附 則 平成29年 1月 1日一部変更・施行  
令和 3年 6月29日一部変更  
令和 7年 6月 1日一部変更

愛媛県自衛隊家族会規則第1号

公益社団法人自衛隊家族会定款第32条～39条、愛媛県自衛隊家族会会則第29条～第37条に基づき理事及び理事会の職務に関して必要な事項を定めることを目的とする。

理事及び理事会の職務に関する規則

(目的)

第1条 この規則は公益社団法人自衛隊家族会定款第32条～39条、愛媛県自衛隊家族会会則第29条～第37条に基づき理事及び理事会の職務に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 本会に理事13名以内を置く。

理事は、県会長、県副会長（各地区会長）、県女性部長、各地区協議会女性部長、事務局長、財務担当をもって構成する。

(任期)

第3条 理事の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

(理事会)

第4条 理事会は次の事項を行う。

- (1) 総会提出議案の作成
- (2) 理事会議決の事項の執行年度事業計画及び年度予算の執行
- (3) 予備費の執行及び小規模の予算科目間の流用
- (4) 年度事業計画について暫定措置
- (5) 暫定的規定の改廃及び内規の制定・改廃
- (6) 理事及び監事の事故あるときの代理者の指定
- (7) その他理事会の議決を要しない事項

附 則	平成16年	6月	1日施行
	平成24年	6月	6日一部変更
	平成29年	1月	1日一部変更
	令和 7年	6月	1日一部変更

愛媛県自衛隊家族会規則第2号  
愛媛県自衛隊家族会会則第38条、第49条に基づき地区組織規則を次のように定める。

## 地区組織

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は公益社団法人自衛隊家族会定款第44条及び愛媛県自衛隊家族会会則第42条の規定に基づき地区会、地区協議会に関する組織等について必要事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 地区会は原則として市、町、村の名を冠する。  
公益社団法人自衛隊家族会愛媛県自衛隊家族会〇〇地区会を正式とする。  
〇〇市、町、村自衛隊家族会の場合、公益社団法人は冠せられない。  
2 地区協議会は原則としてその地区を総称しうる名を冠する。  
いずれも制定・変更の場合は速やかに県会長に報告するものとする。

(会員の所属)

第3条 正会員は、居住地の地区会に所属するものとする。

### 第1章 地区会及び分会

(地区会の設置)

第4条 市、町に地区会を設置できない場合は数個の市、町、村を併せ一つの地区会を設置することができる。  
2 行政区に変更があった場合は市、町、村の2ないし数個の地区に分割して地区会を設置することができる。

(地区会の役員)

第5条 地区会に会長及び副会長等の役員を置く。  
2 地区会の役員は、正会員の中から地区会の総会において選出する。

(地区会分会長)

第6条 地区会に下部組織として分会を設けることができる。  
2 分会には分会の正会員の互選により分会長をおく。

(地区会長への委任)

第7条 本会の事務のうち次に掲げるものは地区会長へ委任する。  
(1) 正会員および賛助会員の入会及び入会手続きの承認手続き  
(2) 正会員の会費の決定と徴収及び賛助会費の徴収  
(3) 本会の事業計画に基づく事業の実施  
(4) 地区会の資産の管理予備経費の執行

第8条 前条の事務の委託に伴い地区会長の行う事務は次の通りとする。  
(1) 前年度の事業報告書及び同収支計算書  
(2) 前年度末の財産目録  
(3) 当該年度の事業計画書及び同収支予算書  
(4) 当該年度の活動状況調査表

- (5) 地区総会終了成果報告
  - (6) 地区会員名簿
  - (7) 当該年度の会員名簿
  - (8) 機関紙「おやばと」の正会員、賛助会員及びその他に配る配布表
  - (9) 地区分担金の納入
  - (10) 表彰等に関する上申
  - (11) その他県会長が特に指示する事項
- 2 地区会長は、前項の事務を行うため事務局を置くことができる。

(役員報酬、任期及び会議)

第9条 地区会の役員報酬及び任務については県会則第13条、第14条、第15条、第17条を準用する。会議については会則第4章を準用する。

(役員解任)

第10条 役員は、いつでも総会の決議によって解任することができる。

## 第2章 地区協議会

(地区協議会の役員及び会議)

第11条 地区協議会の役員及び会議については、地区協議会長の定めるところとする。

## 第3章 雑則

(委任及び報告)

第12条 この規則の施行にあたって必要な事項は、この規則で定めるそれぞれの地区組織の長が定めることができる。

- 2 前項において定めたときは、それぞれの長は、さだめた事項をただちに県会長に報告しなければならない。

附 則

平成29年1月1日一部変更

愛媛県自衛隊家族会規則第3号

公益社団法人自衛隊家族会愛媛県自衛隊家族会会則第47条に基づき、女性部組織規則を次のように定める。

### 愛媛県自衛隊家族会女性部規則

(名 称)

第1条 本会は公益社団法人自衛隊家族会愛媛県自衛隊家族会女性部と呼称する。  
通常は愛媛県自衛隊家族会女性部と称する。

(組 織)

第2条 本会は愛媛県自衛隊家族会の女性会員をもって組織する。

(目 的)

第3条 本会は女性の立場において防衛問題に関し、より理解を深め愛媛県自衛隊家族会の行う事業に対し一体となって活動することを目的とする。

- (1) 防衛意識の普及・高揚
- (2) 自衛隊員の募集に対する協力
- (3) 自衛隊員の慰問および激励
- (4) 自衛隊業務に対する各種協力
- (5) 会員相互の研修と親睦
- (6) 友好団体に対する相互支援
- (7) その他自衛隊家族会の目的を達成するために寄与する事業

(役 員)

第4条 本会に次の役員を置く。

部 長	1名
副部長	5名以下
理 事	若干名

(役員を選任)

第5条 本会の役員は、部会において各地区役員から選出する。

(役員の仕事)

第6条 本会の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 部長は部会を代表し会務を統括する。
- (2) 副部長は、部長を補佐し部長事故あるときはその仕事を代行する。
- (3) 理事は、この会の会務を処理する。

(役員の仕事)

第7条 本部会の役員の仕事は、2ヶ年とする。但し再任を妨げない。  
役員は任期終了後も後任者が就任するまでは、その仕事を行うものとする。  
又欠員により補選された役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(相談役)

第8条 本部会に部長が必要と認めた場合は、会長及び部会の承認を得て相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、部長が委嘱し必要により諮問及び相談に応ずるものとする。

(会 議)

第9条 本部会の会議は、総会及び女性部会と役員会とする。  
総会は毎年1回県総会と合わせ行うものとし、県会長がこれを招集する。  
女性部会及び役員会は、必要により女性部長が招集する。

(議 長)

第10条 本部会の女性部会及び役員会の議長は、部長がつとめる。

(議 決)

第11条 本部会の議事は、出席者の過半数をもって議決し可否同数の場合は議長がこれを決する。

(経 費)

第12条 本部会の経費は、県の支出によって経理する。

(事業年度)

第13条 本部会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 女性部の事務局は部長宅に置く

(規則の変更)

第15条 本規則の変更は県役員会、及び女性部会の決議による。

附 則

昭和58年	12月	1日	施行
平成16年	6月	1日	一部変更
平成24年	6月	6日	一部変更
平成29年	1月	1日	一部変更
令和7年	6月	1日	一部変更

愛媛県自衛隊家族会規則第 4 号

公益社団法人自衛隊家族会定款第 5 条、愛媛県自衛隊家族会会則第 3 条に基づき、慶弔規則を次のように定める。

### 慶 弔 規 則

(目 的)

第1条 この規則は定款第 5 条、愛媛県自衛隊家族会会則第 3 条に基づき、会員等の慶弔に関する事項について定めることを目的とする。

(慶 祝)

第 2 条 次の号に掲げる場合、祝電を贈る

- (1) 地域協議会の記念行事でそれぞれの会長から要請のあったもの
  - (2) 友好団体の記念行事等
  - (3) その他の祝賀行事で特に地区協議会長、地区会長の要請のあるもの
- 2 本会の役員並びに賛助会員（個人）、顧問等、地区会役員の慶事に際しては地区会長の要請により祝電を贈る。

(弔 意)

第 3 条 本会の役員、地区役員が在職中死亡した場合は、弔電を贈るとともに供花相当の弔意を表す

- 2 次に掲げる場合で地区会長から特に要請のあるものは前項に準じて弔意を表す
  - (1) 県役員、地区会長の職にあったもの
  - (2) 賛助会員（個人）、顧問、その他貢献著しいものの死亡
  - (3) 友好団体の長等の死亡
- 3 前項のほか、地区会長から特に要請のあったものに対しては、弔電を贈る。

(見舞い)

第 4 条 名誉会長、相談役、県役員、地区会長、女性部役員及び賛助会員が病気又はけがにより入院、又は重い病気、けがの場合は見舞金を贈る。

- 2 地区会副会長、地区会の女性部長、その他地区会役員はその都度検討し必要に応じて見舞金を贈る

(災害見舞)

第 5 条 この規定による対象者が火災等災害にあった場合は、見舞金を贈る。

(委 任)

第 6 条 地区会長は地区内の慶弔に関する必要な事項について定めることができる。

附 則

平成 1 6 年 6 月 1 日一部変更  
平成 2 4 年 6 月 6 日一部変更  
平成 2 9 年 6 月 6 日一部変更

愛媛県自衛隊家族会規則第5号  
公益社団法人自衛隊家族会定款第5条、愛媛県自衛隊家族会会則第3条に基づき殉職隊員遺族に対する香典、供花等の贈呈に関する規を次のように定める。

#### 殉職隊員遺族に対する香典、供花等の贈呈に関する規則

(目的)

第1条 この規則は公益社団法人自衛隊家族会定款第5条第4項、愛媛県自衛隊家族会会則第5条第4項に基づき殉職隊員遺族に対する香典、供花等を贈呈するため必要な事項を定めることを目的とする。

(香典)

第2条 本会は自衛隊員が殉職した場合、その遺族に対し香典を贈呈する。

(供花)

第3条 本会は殉職隊員の葬儀及び慰霊祭が実施される場合は供花(実費)を行う。

(贈呈手続き)

第4条 本規則に基づく金品の贈呈及び供花等はすべて当該地区をとおして行うものとする。

2 香典の贈呈及び供花は葬儀の際、会長又は会長名により当該地区会長が実施することを原則とする。

3 香典、供花等は緊急やむを得ないときは当該地区会で立て替え爾後速やかに県事務局長に請求するものとする。

(弔意電報)

第5条 弔意電報は会長が葬儀等に参列する場合を除き、会長名で発信する

附 則

平成16年6月1日一部変更

平成24年6月6日一部変更

平成29年6月6日一部変更

公益社団法人自衛隊家族会規則第10号に基づき表彰状及び感謝状贈呈に関する規則を次のように定める。

### 表彰及び感謝状贈呈に関する規則

(目的)

第1条 この規則は愛媛県自衛隊家族会会長（以下「会長」という）が表彰を実施し感謝状を贈る場合の基準及び手続等について必要な事項を定める。

(表彰の実施)

第2条 表彰の実施は、地区会長等の上申に基づき実施することを原則とする。

2 表彰は各号に該当する地区正会員に対し行う

(1) 一般功労

ア 防衛意識の普及・高揚に尽力し、その成果著しいもの

イ 自衛隊の諸業務に協力し、その成果著しいもの

ウ 会勢の拡充、組織の整備、財務の強化、行事の推進等に貢献しその成果著しいもの

エ 国民運動に参加し、その成果著しいもの

(2) 募集・援護功労

ア 自衛隊員の募集業務に協力しその成果著しいもの

イ 自衛隊員の援護業務の協力しその成果著しいもの

(3) その他の功労

ア 永年にわたり会員として活躍し、その成果著しいもの

イ その他会長が必要と認めたもの

(感謝状の贈呈)

第3条 感謝状の贈呈は、家族会の育成、拡充発展に寄与し、その成果著しい賛助会員、部隊等、協力団体並びに個人に対して行う。

(表彰の実施及び感謝状の贈呈の時期)

第4条 表彰の実施及び感謝状の贈呈は、県総会に合わせ実施するほか、会長が必要と認めるとき行う。

(正会員受賞者の上申基準)

第5条 県総会で実施する正会員の受賞者は地区協議会各1名とする。（松山地区は2名）但し、地区総会で実施する正会員の表彰は地区会長の上申により会長が別枠で決定する。

(上申手続き)

第6条 地区会長は第2条、第3条に該当するものがあるときは、別紙により毎年2月上申するものとする。

(受賞者の選考)

第7条 第6条において上申されたものについては、第2項、第3項に定める基準により会長が決定する。

2 一般功労者及び募集・援護功労者の自衛隊家族会長（以下「家族会」という）表彰基準は次の各号による。

(1) 県会長表彰受賞者で、自衛隊地方協力本部長感謝状及び師団長等以上の感謝状を受賞しているもの

- (2) 過去に家族会長表彰を受賞しているものは4年以上経過していること  
(自衛隊家族会規則第10号による)
- 3 一般功労及び募集・援護功労者の四国地域協議会長表彰基準は次の各号による
  - (1) 県会長表彰を受けたもの
- 4 その他の功労の基準は次の各号による。
  - (1) 4年以上地区会長の役職にあつて良好な成果を収めて退任するもの
  - (2) その他県会長が認めたもの
  - (3) 過去に会長表彰を受けたものは4年以上経過していること

(受賞者の周知)

第8条 受賞者が決定したときは、速やかに受賞者に通知し広く周知を図る。

(地区協議会長・地区会長の実施する表彰等)

第9条 地区協議会長、地区会長が表彰或いは感謝状の贈呈を実施する場合は本規則に定めるほかそれぞれの長の定めるところとする。

附 則

平成16年6月1日一部変更

平成24年6月6日一部変更

平成29年6月6日一部変更

地区会名

年度受賞者上申書  
 会員表彰 感謝状 (該当を○で囲む)

上申者氏名

氏 名	フリガナ
役 職	
経 歴	
受 賞 歴	
推薦事由 及び功績概要	
備 考	